

# 特定非営利活動法人 演劇鑑賞会北座 定款

## 第1章 総則

第1条（名称） この法人は、特定非営利活動法人演劇鑑賞会北座という。

第2条（事務所） この法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

## 第2章 目的及び事業

第3条（目的） この法人は、定期的に継続して演劇鑑賞活動を行う非営利の市民文化団体で、演劇との出会いを通して人と人とのきずなを深め、演劇の普及・発展と、豊かな文化性をもった地域社会を創造することを目的とする。

第4条（特定非営利活動の種類） この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下、「法」という）第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- (1) 文化、芸術の振興を図る活動 ✓
- (2) 社会教育の推進を図る活動 ✓
- (3) まちづくりの推進を図る活動 ✓

第5条（事業） この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業として、次の活動を行う。

- ①定例観劇会の開催及び会報の発行
- ②演劇や舞台芸術振興のための地域社会参画活動
- ③演劇創造集団、演劇鑑賞団体、他の舞台芸術関係者・団体等との協力
- ④演劇の環境改善のための調査研究・提言・啓蒙
- ⑤その他、この法人の目的を達成するために必要な活動

(2) この法人は、次の収益事業を行うことができる。

- ①観劇の提供
- ②演劇に関する物品等の販売
- ③その他この法人の目的を達成するために必要な収益活動

2 前項に掲げる事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り行うものとし、その収益は特定非営利活動に掲げる事業に充てるものとする。

## 第3章 社員及び会員

第6条（社員） この法人の法上の社員は、原則として3人以上の正会員によって構成されたサークルとし、この法人の目的を達成するために自主的に事業に参加し、この法人の発展のために努力する。

2 社員資格の得喪は任意なものとし、サークルは、この法人の事務局にサークル登録を申請することをもってこの法人の社員の資格を得る。

3 サークルは、サークルが消滅したときは、社員の資格を喪失する。

第7条（会員） この法人の会員は、次の2種とする。

(1) 正会員

正会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人とし、原則としてサークルに所属しなければならない。また、この

法人の全ての事業に参加でき、会員手帳が交付される。

(2) 賛助会員

賛助会員は、この法人の目的及び事業を賛助する個人及び法人・団体とする。

第8条（入会） 会員として入会しようとする者は、定款を認め、理事長が別に定める入会申込書を提出しなければならない。理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

第9条（入会金及び会費） 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 特別の費用を必要とする場合は、総会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。

第10条（退会） 会員は、理事長が別に定める退会届を提出して任意に退会することができる。会費は、退会届を提出した月まで納入しなければならない。但し、入会後一年未満で退会する場合は、「退会月の翌月会費」まで納入しなければならない。

2 会員は、次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき (2) 会員が死亡したとき
- (3) 会員が正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず納入しないとき
- (4) 除名されたとき

第11条（休会） 会員は、次の各号の一に該当する場合に限り理事長が別に定める休会届を提出し、1年を期限として休会できる。会費は、休会届を提出した月まで納入しなければならない。

- (1) 本人の傷病 (2) 家族の看護及び介護 (3) 本人及び家族の出産

第12条（除名） 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第13条（拠出金品の不返還） 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員等

第14条（役員の種別及び定数） この法人は、次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上20人以内 (2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち1人を理事長、1人以上を副理事長とする。

第15条（選任等） 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長、副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が、役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

6 監事は、この法人の職員が含まれてはならない。

第16条（職務） 理事長は、この法人を代表しその業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。

4 監事は、次の職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の規定による報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

- 第17条（任期等） 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選定されていない場合は、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
  - 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、現任者の任期の残存期間とする。
  - 4 役員は、辞任又は任期満了した後、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

- 第18条（欠員補充） 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

- 第19条（解任） 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
- この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えないければならない。
- (1) 心身故障のため、職務の遂行にたえられないと認められるとき
  - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

- 第20条（報酬等） 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。
- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。
- 第21条（事務局） この法人の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。
  - 3 事務局長は、事務局の業務を統括する。
  - 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 総会

- 第22条（種別） この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 第23条（構成） 総会は、サークルをもって構成する。

- 第24条（権能） 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更 (2) 解散 (3) 合併 (4) 事業計画及び収支予算 (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）、その他、新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 役員の選任及び解任、職務及び報酬 (8) 入会金及び会費の額 (9) その他運営に関する重要な事項

- 第25条（開催） 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) サークル総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき
- (3) 第16条第5項第4号の規定により監事から招集があつたとき

**第26条（招集）** 総会は、前条第2項第3号の規定による場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

**第27条（議長）** 総会の議長は、その総会において、出席したサークルの中から選出する。

**第28条（定足数）** 総会は、サークル総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

**第29条（議決）** 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

ただし、議事が緊急を要するもので、出席したサークルの過半数の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席したサークルの過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**第30条（表決権等）** 各サークルの表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため、総会に出席できないサークルは、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他のサークルを代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決したサークルは、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有するサークルは、その議事の議決に加わることができない。

**第31条（議事録）** 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所 (2) サークル総数及び出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること) (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

## 第6章 理事会

**第32条（構成）** 理事会は、理事をもって構成する。

**第33条（権能）** 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

**第34条（開催）** 理事会は、各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事の3分の1以上から、理事会開催の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第16条第5項第5号の規定により監事から招集の請求があったとき

**第35条（招集）** 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から1ヶ月以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的たる審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

**第36条（議長）** 理事会の議長は、理事長若しくは理事長が指名した者がこれに当たる。

**第37条(定足数)** 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

**第38条(議決)** 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**第39条(表決権等)** 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

**第40条(議事録)** 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所 (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること)

(3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5)=議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

## 第7章 委員会等

**第41条(委員会等)** この法人は、運営推進のために、運営委員会及び専門部会等(以下、委員会等という。)を置くことができる。

2 委員会等に関する規程は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第8章 資産及び会計

**第42条(資産の構成)** この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 入会金及び会費 (2) 寄附金品 (3) 財産から生ずる収入 (4) 事業に伴う収入  
(5) その他の収入

**第43条(資産の区分)** この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、収益事業に関する資産の2種とする。

**第44条(資産の管理)** この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

**第45条(経費の支弁)** この法人の経費は、資産をもって支弁する。

**第46条(会計の原則)** この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

**第47条(会計の区分)** この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計、収益事業に関する会計の2種とする。

**第48条(事業計画及び予算)** この法人の事業計画及びこれに伴う收支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

**第49条(暫定予算)** 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないとき、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

**第50条(予備費の設定及び使用)** 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

**第51条(予算の追加及び変更)** 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の

追加又は変更することができる。この場合、直近の総会において報告するものとする。

第52条（予算の科目間の流用） 軽微な予算超過又は予算外の支出に充てるため、理事会の議決を経て、予算の科目間の流用ができる。

第53条（事業報告及び決算） この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書など決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第54条（事業年度） この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第55条（臨機の措置） 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第9章 定款の変更、解散及び合併

第56条（定款の変更） この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席したサークルの4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

第57条（解散） この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 社員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号によりこの法人が解散するときは、サークル総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第58条（清算人の選任） この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併及び破産の場合の解散を除く。

第59条（残余財産の帰属） この法人が解散（合併又は破産による解散は除く。）したときに残存する財産は、法第1条第3項に規定する者のうち解散の総会において選定した者に譲渡する。

第60条（合併） この法人が合併しようとするときは、総会においてサークル総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第10章 公告の方法

第61条（公告の方法） この法人の公告は、法人の掲示場に掲示する。

## 第11章 雜則

第62条（細則） この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第15条の規定にかかわらず、別表役員名簿のとおりとし、その任期は、この法人の成立の日から平成15年度の通常総会までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第54条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成14年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第48条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

- 5 この法人の設立当初における事務局職員の給与・退職金等の諸規程及びその勤務年数は、演劇鑑賞協会北座及び札幌演劇鑑賞会の給与・退職金等の諸規程を継承し、勤務年数は通算する。
- 6 この定款は、平成16年8月4日から施行する。
- 7 この定款は、平成19年5月19日から施行する。
- 8 この定款は、平成24年6月3日から施行する。

別表 設立当初の役員

役職名	氏名	氏名
理事	植田 英隆	染谷 重雄
同	上野 正志	藤原 尊子
同	浅野目 清	石井 由紀子
同	一條 誠弥	木村 伊佐子
同	佐藤 敬	佐藤 ゆみ子
同	守屋 智子	山本 哲哉
同	渡辺 裕実	阿部 優子
監事	中村 定勝	村井 襄之

以下余白

現行定款に相違ありません

特定非営利活動法人 演劇鑑賞会北座

理事長 河田俊彦



